

改正案	現行																																						
<p style="text-align: right;">整理番号 No. 1-023</p> <p>平成 17 年 10 月 1 日 制定 (国空機第 682 号) 平成 23 年 6 月 30 日 一部改正 (国空機第 282 号) 令和 2 年 6 月 17 日 一部改正 (国空機第 285 号) 令和 3 年 7 月 30 日一部改正 (国空機第 384 号) 令和 4 年 4 月 1 日一部改正 (国空機第 1190 号) 令和 X 年 X 月 XX 日一部改正 (国空安政第 XXX 号)</p> <p style="text-align: center;">サーキュラー</p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局安全部安全政策課長</p> <p>件名：機体の改造、装備品等の変更等の記録の管理 (変更審査表の取扱い)</p>	<p style="text-align: right;">整理番号 No. 1-023</p> <p>平成 17 年 10 月 1 日 制定 (国空機第 682 号) 平成 23 年 6 月 30 日 一部改正 (国空機第 282 号) 令和 2 年 6 月 17 日 一部改正 (国空機第 285 号) 令和 3 年 7 月 30 日一部改正 (国空機第 384 号) 令和 4 年 4 月 1 日一部改正 (国空機第 1190 号)</p> <p style="text-align: center;">サーキュラー</p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局安全部航空機安全課長</p> <p>件名：機体の改造、装備品等の変更等の記録の管理 (変更審査表の取扱い)</p>																																						
<p>4. 変更審査表の取扱い 変更審査表の取扱いは次のとおりとする。 4-1 変更審査表の様式は様式 I のとおりとする。 なお、本サーキュラー第 4-2 項により、提出する変更審査表のサイズは A4 版横とするが、イメージ・スキャナーによる処理に適するよう、字体はなるべく大きなものとする。 4-2～4-7 (略)</p>	<p>4. 変更審査表の取扱い 変更審査表の取扱いは次のとおりとする。 4-1 変更審査表の様式は TCF-1-201A とする。 なお、本サーキュラー第 4-2 項により、提出する変更審査表のサイズは A4 版横とするが、イメージ・スキャナーによる処理に適するよう、字体はなるべく大きなものとする。 4-2～4-7 (略)</p>																																						
<p>附則 (令和 X 年 X 月 X 日) 1. 本サーキュラーは、令和 4 年 6 月 18 日から適用する。</p>																																							
<p>様式 I 変更審査表 ①・② (略) ③変更事項</p> <table border="1" data-bbox="225 1520 1032 1877"> <thead> <tr> <th>変更の概要</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th rowspan="6">限定の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>製造者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>製造番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	変更の概要	変更前	変更後	限定の有無	名称			型式			製造者			製造番号			その他			<p>TCF-1-201A 変更審査表 ①・② (略) ③変更事項</p> <table border="1" data-bbox="1481 1520 2288 1877"> <thead> <tr> <th>変更の概要</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th rowspan="6">限定の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>製造者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>製造番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	変更の概要	変更前	変更後	限定の有無	名称			型式			製造者			製造番号			その他		
変更の概要	変更前	変更後	限定の有無																																				
名称																																							
型式																																							
製造者																																							
製造番号																																							
その他																																							
変更の概要	変更前	変更後	限定の有無																																				
名称																																							
型式																																							
製造者																																							
製造番号																																							
その他																																							

④～⑨ (略)

④～⑨ (略)

改正案	現行
<p style="text-align: right;">整理番号 No.4-004</p> <p>平成 12 年 1 月 28 日 制定（空機第 74 号） ～ 令和 4 年 4 月 1 日 一部改正（国空機第 1190 号） 令和 X 年 X 月 X 日一部改正（国空安政第 XXX 号）</p> <p style="text-align: center;">サーキュラー</p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局安全部安全政策課長</p> <p style="text-align: center;">件名：整備規程審査実施要領細則</p>	<p style="text-align: right;">整理番号 No. 4-004</p> <p>平成 12 年 1 月 28 日 制定（空機第 74 号） ～ 令和 4 年 4 月 1 日 一部改正（国空機第 1190 号）</p> <p style="text-align: center;">サーキュラー</p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局安全部安全政策課長</p> <p style="text-align: center;">件名：整備規程審査実施要領細則</p>
<p>3. 整備基地 3-1・3-2（略）</p>	<p>3. 整備基地 3-1・3-2（略）</p>
<p>3-3 航空機に装備する装備品、予備品等 3-3-1（略） 3-3-2 予備品及び予備部品の取扱い</p> <p>予備品及び予備部品（以下「予備品等」という。）については、3-3-1に加えて次の事項を定めること。</p> <p>3-3-2-2 予備品等の借用に係る基準が適切に定められていること。予備品等を事業者間等で融通しあう場合は以下が定められ、予備品等の融通に係る手順が定められていること。</p> <p>(1) 予備品等の融通を受ける場合の受領検査の方法が定められていること。当該受領検査にあたっては、予備品等を他の事業者から受領する際に、法第 20 条第 1 項の認定を受けた事業場の装備品等基準適合証等、当該予備品等が使用可能な状態にあることを示す有効な帳票が添付されていることを確認することとなっていること。また、必要に応じて、当該予備品等の試験成績書、履歴等により当該予備品等の性能等が満足できる状態にあることを確認することとなっていること。さらに、外観検査により当該予備品等の状態に異常がないことを確認することとなっていること。</p> <p>(2)・(3)（略）</p>	<p>3-3 航空機に装備する装備品、予備品等 3-3-1（略） 3-3-2 予備品及び予備部品の取扱い</p> <p>予備品及び予備部品（以下「予備品等」という。）については、3-3-1に加えて次の事項を定めること。</p> <p>3-3-2-2 予備品等の借用に係る基準が適切に定められていること。予備品等を事業者間等で融通しあう場合は以下が定められ、予備品等の融通に係る手順が定められていること。</p> <p>(1) 予備品等の融通を受ける場合の受領検査の方法が定められていること。当該受領検査にあたっては、予備品等を他の事業者から受領する際に、法第 20 条第 1 項の認定を受けた事業場の装備品基準適合証等、当該予備品等が使用可能な状態にあることを示す有効な帳票が添付されていることを確認することとなっていること。また、必要に応じて、当該予備品等の試験成績書、履歴等により当該予備品等の性能等が満足できる状態にあることを確認することとなっていること。さらに、外観検査により当該予備品等の状態に異常がないことを確認することとなっていること。</p> <p>(2)・(3)（略）</p>
<p>8. その他の整備等の要件 8-1・8-2（略）</p>	<p>8. その他の整備等の要件 8-1・8-2（略）</p>
<p>8-3 整備部門以外が行う整備管理について</p> <p>カーゴコンテナ等の貨物搭載機器（Unit Load Device。（以下「ULD」という。）、ギャレーカート及びスタンダードユニットについては、整備部門以外の部門（例：貨物部門、空港運営部門）により管理されていることがある等、その運用等が通常の装備品と異なる。</p> <p>これも踏まえ、ULD、ギャレーカート及びスタンダードユニットについては、その整備等の方法を整備規程に定めること。なお、整備等の方法の詳細については、ULD、ギャレーカート及びスタンダードユニ</p>	<p>8-3 整備部門以外が行う整備管理について</p> <p>カーゴコンテナ等の貨物搭載機器（Unit Load Device。（以下「ULD」という。）、ギャレーカートについては、整備部門以外の部門（例：貨物部門、空港運営部門）により管理されていることがある等、その運用等が通常の装備品と異なる。</p> <p>これも踏まえ、ULD 及びギャレーカートについては、その整備等の方法を整備規程に定めること。なお、整備等の方法の詳細については、ULD、ギャレーカートを取扱う部門の規程等に定めてもよい。</p>

<p><u>ット</u>を取扱う部門の規程等に定めてもよい。</p>	
<p><u>附則（令和 X 年 X 月 X 日）</u></p> <p>1. <u>本サーキュラーは、令和 4 年 6 月 18 日から適用する。</u></p>	
<p>2. <u>「整備規程審査実施要領細則」の令和 3 年 7 月 30 日一部改正（国空機第 384 号）の附則第 2 項を次のとおり改正する。</u></p> <p>2. 8-3 の改正規定については、改正後の規定にかかわらず、当面の間、カーゴコンテナ等の貨物搭載機器、ギャレーカート<u>及びスタンダードユニット</u>について、従前の方法で管理されているものを航空機に装備できることとする。この場合には、8-3 の規定を適用しない。</p>	<p>2. 8-3 の改正規定については、改正後の規定にかかわらず、当面の間、カーゴコンテナ等の貨物搭載機器、ギャレーカートについて、従前の方法で管理されているものを航空機に装備できることとする。この場合には、8-3 の規定を適用しない。</p>

改正案	現行
<p style="text-align: right;">整理番号 No.6-013</p> <p>平成 12 年 5 月 19 日 制定 (空機第 561 号) ~ 令和 4 年 4 月 1 日 一部改正 (国空機第 1190 号) 令和 X 年 X 月 X 日一部改正 (国空安政第 XXX 号)</p> <p style="text-align: center;">サーキュラー</p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局安全部安全政策課長</p> <p>件名：航空安全情報管理・提供システムによる安全情報サービス利用要領</p>	<p style="text-align: right;">整理番号 No.6-013</p> <p>平成 12 年 5 月 19 日 制定 (空機第 561 号) ~ 令和 4 年 4 月 1 日 一部改正 (国空機第 1190 号)</p> <p style="text-align: center;">サーキュラー</p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局安全部航空機安全課長</p> <p>件名：航空安全情報管理・提供システムによる安全情報サービス利用要領</p>
第 2 章 ASIMS サービスの内容	第 2 章 ASIMS サービスの内容
<p>(ASIMS サービス機能)</p> <p>第 3 条 ASIMS サービスで取り扱われる機能は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(ASIMS サービス機能)</p> <p>第 3 条 ASIMS サービスで取り扱われる機能は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>
<p>(2) 安全情報の閲覧</p> <p>(a) 航空機・装備品に関する以下の情報の閲覧</p> <p>① 型式証明に関する情報</p> <p>② 航空機検査適用基準</p> <p>③ 追加型式設計承認に関する情報</p> <p>④ 型式承認及び仕様承認に関する情報</p> <p>⑤ 飛行規程に関する情報</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>⑥ 超軽量動力機等の型式認定に関する情報</u></p>	<p>(2) 安全情報の閲覧</p> <p>(a) 航空機・装備品に関する以下の情報の閲覧</p> <p>① 型式証明に関する情報</p> <p>② 航空機検査適用基準</p> <p>③ 追加型式設計承認に関する情報</p> <p>④ 型式承認及び仕様承認に関する情報</p> <p>⑤ 飛行規程に関する情報</p> <p><u>⑥ 予備品証明対象部品</u></p> <p><u>⑦ 超軽量動力機等の型式認定に関する情報</u></p>
<p>附則 (令和 X 年 X 月 X 日)</p> <p>1. 本要領は、令和 4 年 6 月 18 日から適用する。</p>	

改正案	現行
<p style="text-align: right;">整理番号 No.6-014</p> <p>平成 22 年 6 月 14 日制定（国空機第 168 号） ～ 令和 4 年 4 月 1 日一部改正（国空機第 1190 号） 令和 X 年 X 月 X 日一部改正（国空安政第 XXX 号）</p> <p style="text-align: center;">サーキュラー</p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局安全部安全政策課長</p> <p style="text-align: center;">件名：不正品の疑いがある装備品等の報告について</p>	<p style="text-align: right;">整理番号 No.6-014</p> <p>平成 22 年 6 月 14 日制定（国空機第 168 号） ～ 令和 4 年 4 月 1 日一部改正（国空機第 1190 号）</p> <p style="text-align: center;">サーキュラー</p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局安全部航空機安全課長</p> <p style="text-align: center;">件名：不正品の疑いがある装備品等の報告について</p>
<p>附則（令和 X 年 X 月 X 日）</p> <p>1. 本サーキュラーは、令和 4 年 6 月 18 日から適用する。</p>	

FORM 6-014

不正品の疑いがある整備品等の報告 SUSPECTED UNAPPROVED PARTS REPORT

A. 不正品の疑いがある整備品等に関する情報
(Information regarding of suspected unapproved parts)

1	不正品発見日 Date of the part was discovered	2	部品名称 Part name
3	部品番号 Part Number	4	シリアルナンバー Part serial number
5	数量 Quantity	6	組立部品名称 Assembly name
7	航空機型式 Aircraft model		

B. 高圧試験書に関する情報
(Information of authorized release certificate regarding of suspected unapproved parts)

<input type="checkbox"/>	整備品検査承認令 (JCAB FORM 18, etc)	<input type="checkbox"/>	加米の試験書 (TOCA FORM ONE, etc)
<input type="checkbox"/>	米国の試験書 (FAA FORM 8130-3/8130-4, etc)	<input type="checkbox"/>	伯米の試験書 (SECV00 003, etc)
<input type="checkbox"/>	欧州の試験書 (EASA FORM ONE, etc)	<input type="checkbox"/>	その他の国の試験書 (Other Authorized Release Certificate)

C. 高圧試験書の発行者に関する情報
(Information of the provider regarding of suspected unapproved parts)

<input type="checkbox"/>	運送事業者 (Air Carrier - Certificate)	<input type="checkbox"/>	ディストリビュータ (Distributor)
<input type="checkbox"/>	製造認定事業者 (Certified production organization)	<input type="checkbox"/>	サプライヤー (Supplier)
<input type="checkbox"/>	修理認定事業者 (Certified repair organization)	<input type="checkbox"/>	その他 (Others)

D. 不正品の疑いがある整備品等の試験/製造経路、当該整備品等の特徴を含む
(Description of the issue)

E. 報告者に関する情報
(Information of company or person who discovered the part)

8	報告日時 Date of report (day/month/year)
9	報告会社名(部署含む) (Company name including department)
10	住所 (Address)
11	報告者氏名 (Name of person who reported)
12	連絡先 (Phone number)
13	電子メール (Email Address)

F. 報告者の区分
(Classification of reporter)

<input type="checkbox"/>	(1) 航空運送事業者又はこれに所属し、整備に従事する者 (Person who belongs to Air Carrier under article 100 in CAL)	<input type="checkbox"/>	(3) 航空検査員 (Designated Airworthiness Inspector of glider by JCAB)
<input type="checkbox"/>	(2) 航空機使用事業者又はこれに所属し、整備に従事する者 (Person who belongs to Aerial work under article 123 in CAL)	<input type="checkbox"/>	(6) 認定事業者に所属し、整備に従事する者 (Person who belongs to JCAB approved repair organization)
<input type="checkbox"/>	(3) 自家用航空機の使用者又は整備に従事する者 (Private owner or Mechanic)	<input type="checkbox"/>	(7) 航空機検査官及び整備審査官 (Airworthiness engineer or Air carrier airworthiness engineer)
<input type="checkbox"/>	(4) 航空機、発動機、プロペラ、装備品、部品、検査用具等の製造者又は修理事業者 (Production approval holder or repair organization)	<input type="checkbox"/>	(8) その他 (Others)

FORM 6-014

不正品の疑いがある整備品等の報告 SUSPECTED UNAPPROVED PARTS REPORT

A. 不正品の疑いがある整備品等に関する情報
(Information regarding of suspected unapproved parts)

1	不正品発見日 Date of the part was discovered	2	部品名称 Part name
3	部品番号 Part Number	4	シリアルナンバー Part serial number
5	数量 Quantity	6	組立部品名称 Assembly name
7	航空機型式 Aircraft model		

B. 高圧試験書に関する情報
(Information of authorized release certificate regarding of suspected unapproved parts)

<input type="checkbox"/>	整備品検査承認令 (JCAB FORM 18, etc)	<input type="checkbox"/>	加米の試験書 (TOCA FORM ONE, etc)
<input type="checkbox"/>	米国の試験書 (FAA FORM 8130-3/8130-4, etc)	<input type="checkbox"/>	伯米の試験書 (SECV00 003, etc)
<input type="checkbox"/>	欧州の試験書 (EASA FORM ONE, etc)	<input type="checkbox"/>	その他の国の試験書 (Other Authorized Release Certificate)

C. 高圧試験書の発行者に関する情報
(Information of the provider regarding of suspected unapproved parts)

<input type="checkbox"/>	運送事業者 (Air Carrier - Certificate)	<input type="checkbox"/>	ディストリビュータ (Distributor)
<input type="checkbox"/>	製造認定事業者 (Certified production organization)	<input type="checkbox"/>	サプライヤー (Supplier)
<input type="checkbox"/>	修理認定事業者 (Certified repair organization)	<input type="checkbox"/>	その他 (Others)

D. 不正品の疑いがある整備品等の試験/製造経路、当該整備品等の特徴を含む
(Description of the issue)

E. 報告者に関する情報
(Information of company or person who discovered the part)

8	報告日時 Date of report (day/month/year)
9	報告会社名(部署含む) (Company name including department)
10	住所 (Address)
11	報告者氏名 (Name of person who reported)
12	連絡先 (Phone number)
13	電子メール (Email Address)

F. 報告者の区分
(Classification of reporter)

<input type="checkbox"/>	(1) 航空運送事業者又はこれに所属し、整備に従事する者 (Person who belongs to Air Carrier under article 100 in CAL)	<input type="checkbox"/>	(3) 航空検査員 (Designated Airworthiness Inspector of glider by JCAB)
<input type="checkbox"/>	(2) 航空機使用事業者又はこれに所属し、整備に従事する者 (Person who belongs to Aerial work under article 123 in CAL)	<input type="checkbox"/>	(6) 認定事業者に所属し、整備に従事する者 (Person who belongs to JCAB approved repair organization)
<input type="checkbox"/>	(3) 自家用航空機の使用者又は整備に従事する者 (Private owner or Mechanic)	<input type="checkbox"/>	(7) 航空機検査官及び整備審査官 (Airworthiness engineer or Air carrier airworthiness engineer)
<input type="checkbox"/>	(4) 航空機、発動機、プロペラ、装備品、部品、検査用具等の製造者又は修理事業者 (Production approval holder or repair organization)	<input type="checkbox"/>	(8) その他 (Others)